

# 消費生活相談員が知っておきたい裁判手続

第6回

## 民事調停



### ●裁判所で行われる民事調停

民事調停事件は、民事上の紛争について、裁判所を通じた話し合いにより紛争を解決するための手続です。

例えば、貸金の借主に対する貸金返還請求事件では、申立人(貸主)とその請求の相手方(借主)が、裁判所の調停室で民事調停委員を交えて話し合いをし、そこで合意が成立すれば、調停成立ということで、裁判官が調停主任として加わり、調停主任と民事調停委員で構成される調停委員会のもとで、その合意を確認したうえで調停調書に記載することによって紛争を解決するものです。

調停成立によって事件が終了した場合、その調停で合意に達したこと(前記貸金返還請求の場合の分割支払等)を任意に履行しない場合、その調停調書に基づいて、強制執行によりその合意を強制的に実現することができます。

### ●民事調停事件の種類

民事調停事件には、次の種類があります。

- ①民事一般調停、②宅地建物調停、③農事調停、④商事調停、⑤鉱害調停、⑥交通調停、⑦公害等調停、⑧知的財産調停、⑨特定調停

### ●調停前置主義

地代若しくは土地の借賃の額の増減の請求又は建物の借賃の額の増減の請求に関する事件についての訴えを提起する者は、まず調停の申立てをしなければならないとされています(民事調停法[以下、民調法]24条の2第1項)。これらの事件について、調停の申立てをすることなく訴えを提起した場合は、受訴裁判所は、原則とし

園部 厚 Sonobe Atsushi

東京簡易裁判所民事第9室 簡易裁判所判事

て、その事件を調停に付さなければならないとされています(必要的付調停)(民調法24条の2第2項)。

その他の事件でも、訴訟提起を受けた受訴裁判所は、適当であると認めるときは、職権で、訴訟事件を調停に付することができます(任意的付調停)(民調法20条1項)。

### ●民事調停の申立先

民事調停事件は、原則として、相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所若しくは簡易裁判所の管轄に属することになります(民調法3条)。

そのほかに、特定の調停事件(前述民事調停事件の種類②～⑧)については、それぞれ特別の管轄が定められています(民調法24条、26条、32条、33条の2、33条の3、33条の4)。

### ●民事調停の申立て

民事調停の申立ては、申立書を裁判所に提出して行います(民調法4条の2第1項)。

調停の申立書には、申立ての趣旨と紛争の要点を記載するものとされ(民調法4条の2第2項2号)、どのような紛争が生じていて、どのような解決を求めているかが分かれば、訴訟の申立書(訴状)において要求される、請求の法的根拠となる要件(請求原因事実)の記載がなくてもよいとされています。紛争解決の結果である申立ての趣旨についても、訴訟では、請求の趣旨として特定しなければなりません。調停においては、申立て段階では、「相当な調停を求める」「適当と認められる金額の確定を求める」といった



## 消費生活相談員が知っておきたい裁判手続

程度でもよいとされています。

調停の申立手数料は、訴訟の約半分です(民事訴訟費用等に関する法律[以下、民訴費用法]3条1項別表第1・1項及び14項)。

### ●民事調停機関

民事調停は、調停委員会で行うのが原則です(民調法5条1項本文)。裁判所が相当であると認めるときは、裁判官だけで調停を行うことができます(民調法5条1項但し書)が、当事者の申立てがあるときは、調停委員会で調停を行わなければなりません(民調法5条2項)。

調停委員会は、調停主任(裁判官[民調法7条1項]又は民事調停官[民調法23条の3])1人及び民事調停委員(民調法8条)2人以上で組織されます(民調法6条)。

### ●事実の認定及び解決案の提示

民事調停においては、調停委員が、その豊富な社会経験により、当事者からの事情聴取に基づいて、紛争解決の前提としての事実認定をしていきます。そして、調停主任となる裁判官等を含む調停委員会において、事実認定として判断をしていくこととなります。その事実認定に基づき、解決案を作成し、それを当事者に提示することとなります。

### ●民事調停事件の終了

民事調停事件は、合意が成立し、調停が成立すれば、事件が終了しますが、そのほかにも、以下の理由で事件が終了します。

#### 1. 調停申立書の却下

申立書の必要的記載事項(①当事者及び法定代理人、②申立ての趣旨及び紛争の要点)(民調法4条の2第2項)の不備や申立手数料の不足(民訴費用法6条)などがある場合などに、調停主任の命により裁判所書記官が補正を促し(民事調停規則10条)、それに応じないときは裁判長が補正を命じ(民調法22条[非訟事件手続法<以下、非訟法>43条4項])、それでも補正がなされないときは、命令で申立書を却下しなけれ

ばなりません(民調法22条[非訟法43条5項])。

#### 2. 調停不成立

当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、裁判所が「調停に代わる決定」をしないときは、調停が成立しないものとして事件を終了させることができます(民調法14条)。

#### 3. 調停に代わる決定(17条決定)

裁判所は、調停委員会の調停が成立する見込みがない場合において相当と認めるときは、当該調停委員会を組織する民事調停委員の意見を聴き、当事者双方のために衡平に考慮し、一切の事情を見て、職権で、当事者双方の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のために必要な決定をすることもできます(民調法17条)。

#### 4. 調停をしない措置

調停委員会は、事件が性質上調停をするのに適当でないと認めるとき、又は当事者が不当な目的のみだりに調停の申立てをしたと認めるときは、調停をしないものとして、事件を終了させることができます(民調法13条)。

#### 5. 調停申立ての取下げ

調停の申立ては、調停事件が終了するまで、取り下げることができます。ただ、「調停に代わる決定」がされた後には、相手方の同意を得なければなりません(民調法19条の2)。

#### 6. 調停申立ての取下げ擬制

調停事件の申立人が、連続して2回、呼出しを受けた調停事件の手続の期日に出頭せず、又は呼出しを受けた調停事件の手続の期日において陳述をしないで退席したときは、調停委員会は、申立ての取下げがあったものとみなすことができます(民調法22条[非訟法64条])。

#### 7. 調停条項の裁定による調停成立

宅地建物調停事件のうち地代借賃増減調停事件(民調法24条の3)については、調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場



合又は成立した合意が相当でないとする場合において、当事者間に調停委員会の定める調停条項に服する旨の書面による合意(調停申立て後になされたものに限る)があるときは、申立てにより、事件解決のために適当な調停条項を定めることができます(民調法24条の3)。(商事調停事件[民調法31条]及び鉱害調停事件[民調法33条]は、24条の3を準用)。

### ●調停の成立

当事者間に合意が成立し、調停が成立すれば、調停成立の調書が作成されます。当該調停成立の調書の記載は、裁判上の和解と同一の効力を有し(民調法16条)、確定判決と同一の効力を有し(民事訴訟法[以下、民訴法]267条)、調停条項に金銭の支払や物の引渡しなどの給付をすることの給付条項があれば、強制執行ができる債務名義となります(民事執行法[以下、民執法]22条7号)。

### ●特定調停制度

#### 1. 特定調停事件

支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済的再生のための債務等の調整の促進のための民事調停の特例として、特定調停手続が定められています(特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律[以下、特定調停法]1条)。

この特定調停の申立てをすることができる者(特定債務者)は、金銭債務を負っている者であって、①支払不能に陥るおそれがあるもの、②事業の継続に支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することが困難であるもの、③債務超過に陥るおそれのある法人(特定調停法2条1項)です。特定調停手続は、多額の債務を抱える者が破産せずに返済の負担を軽減して、経済的再生を図る制度として利用されています。

#### 2. 特定調停事件の管轄

特定調停事件の管轄裁判所は、相手方である債権者の住所等を管轄する簡易裁判所です(特

定調停法22条[民調法3条])。

ただ、特定調停事件では、債権者が複数であることが多く、その場合、債権者ごとに管轄を有する裁判所が異なることもあります。この場合、すべての相手方である債権者の事件をまとめて処理したほうがよいといえます。そのため、債権者の管轄に属さない事件についても、土地管轄の規定にかかわらず、すべての債権者の事件をまとめて処理することができるとされています(特定調停法4条)。

#### 3. 特定調停の申立て

特定調停の申立時には、①特定調停申立書、②「特定債務者の資料等(財産の状況を示すべき明細書その他特定債務者であることを明らかにする資料)」の書面、③「関係権利者一覧表」(特定調停法3条3項)、④債権者の資格証明書等を提出します。

申立手数料は、申立てにおいて求める利益によって算出されます(民訴費用法4条6項[1項][民訴法8条1項])。特定調停においては、支払の猶予を求めることにはなりますが、その具体的利益を申立時に算出することは難しく、通常、調停を申し立てる事項の価額が10万円を超えないとして、債権者1人/1社につき500円の手数料を納め、後に、債務額等が確定して調停を求める事項が10万円を超えることになった場合に不足額の追納の必要性が生ずることがあります。

#### 4. 特定調停事件の終了

特定調停事件も、合意が成立し、調停が成立すれば、事件が終了しますが、そのほかにも、通常の民事調停と同様に、調停不成立、調停に代わる決定、申立ての取下げ等でも事件が終了します。

調停が成立した場合、民事調停と同様に、成立した調停調書は裁判上の和解と同一の効力を有し、確定判決と同一の効力を有します(特定調停法22条)。債務者の債権者に対する支払の給付条項も、強制執行ができる債務名義となります。